

## 2 平成28年職種別民間給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

### (3) 調査の範囲

#### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所347事業所

#### ② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第1表のとおりである。

#### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (5) 集計

#### ① 調査実人員

初任給関係職種231人（行政職に相当する調査実人員225人）、初任給関係以外の調査職種4,302人（行政職に相当する調査実人員3,903人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、11,398人であり、行政職に相当するものは、9,063人である。）

#### ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

#### ③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

### (6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		129	41	57	31
農 業 , 林 業 , 漁 業		1	0	0	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		7	1	3	3
製 造 業		46	15	25	6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		20	4	10	6
卸 売 業 , 小 売 業		12	6	4	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		6	6	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		37	9	15	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が12所あった。  
 2 調査対象事業所142所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた141所に占める調査完了事業所129所の割合（調査完了率）は91.5%である。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	187,149	192,305	185,603	186,050 *
	短 大 卒	157,175	x	156,057 *	-
	高 校 卒	144,904	147,675	148,300 *	136,500 *
新 卒 技 術 者	大 学 卒	188,674	203,300	186,029	185,000 *
	短 大 卒	162,491	169,429 *	155,957	166,067 *
	高 校 卒	154,300	152,780 *	x	157,500 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	188,761	192,461	185,291	185,525
	短 大 卒	161,454	168,875 *	155,990	166,067 *
	高 校 卒	150,922	152,618	152,550 *	141,000 *

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。  
 3 「\*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 成 2 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	54.6	964,554	0	964,554
	工 場 長	4	50.4	681,333	0	681,333
	事 務 部 長	121	53.8	603,708	147	603,561
	技 術 部 長	54	54.8	669,558	4,767	664,791
	事 務 部 次 長	95	53.1	572,855	2,089	570,766
	技 術 部 次 長	42	52.4	601,388	5,640	595,748
	事 務 課 長	282	50.6	509,086	7,964	501,122
	技 術 課 長	130	49.4	561,287	7,387	553,900
	事 務 課 長 代 理	223	47.3	452,971	28,564	424,407
	技 術 課 長 代 理	46	47.8	440,048	48,690	391,358
	事 務 係 長	278	45.8	406,376	49,485	356,891
	技 術 係 長	198	44.4	541,457	125,709	415,748
	事 務 主 任	353	42.6	363,051	45,367	317,684
	技 術 主 任	245	40.2	432,949	94,588	338,361
	事 務 係 員	1,197	36.5	262,462	27,989	234,473
技 術 係 員	633	31.4	305,327	63,667	241,660	
関 係 ・ 職 種 務	電 話 交 換 手	2	32.1	189,334	1,887	187,447
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	12	53.8	301,252	21,965	279,287
	守 衛	4	57.8	236,241	0	236,241
	用 務 員	3	56.8	291,160	0	291,160
研 究 関 係 職 種	研 究 部 ( 課 ) 長	5	55.8	710,356	0	710,356
	研 究 室 ( 係 ) 長	8	42.4	538,028	0	538,028
	主 任 研 究 員	18	42.2	495,886	0	495,886
	研 究 員	2	28.0	258,967	1,082	257,885
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは給与上の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7級、8級 企業規模50人以上100人未満 行政職 6級、7級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長―課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長 級専門職	企業規模500人以上 行政職 7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5級、6級 企業規模50人以上100人未満 行政職 5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長―係長間)	企業規模500人以上 行政職 5級、6級 企業規模50人以上500人未満 行政職 4級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3級、4級 企業規模50人以上500人未満 行政職 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長―係員間)	企業規模500人以上 行政職 2級 (一部は3級、4級) 企業規模50人以上500人未満 行政職 2級 (一部は3級)
	行政職 1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事し ている者を除く。	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記 研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

は、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	平成 28 年 4 月 分 平均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
教 育 関 係 職 種	学長・副学長 ・学部長	—	—	—	—	
	大学教授	16	57.5	544,084	0	544,084
	大学准教授	16	48.8	457,248	0	457,248
	大学講師	6	36.3	369,411	0	369,411
	大学助教	X	X	X	X	X
	高等学校校長	X	X	X	X	X
	高等学校教頭	4	57.8	471,538	0	471,538
	高等学校教諭	44	46.4	384,427	2,093	382,334
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—
	副院長	—	—	—	—	—
	医科長	—	—	—	—	—
	医師	X	X	X	X	X
	歯科医師	—	—	—	—	—
	薬局長	2	46.5	629,096	32,441	596,655
	薬剤師	6	39.0	488,869	23,216	465,653
	診療放射線技師	14	37.9	320,783	11,650	309,133
	臨床検査技師	21	42.2	266,091	8,470	257,621
	栄養士	13	42.8	227,944	3,551	224,393
	理学療法士	20	34.0	272,667	4,022	268,645
	作業療法士	20	37.2	273,975	3,449	270,526
	総看護師長	3	56.8	492,670	0	492,670
	看護師長	27	49.6	319,113	10,480	308,633
看護師	75	39.6	274,393	14,020	260,373	
准看護師	54	46.7	244,572	5,172	239,400	

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	平成 28 年 4 月 分 平均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 ( 再 雇 用 者 )	支 店 長 ・ 工 場 長	3	60.5	565,121	0	565,121
	60 歳 男 性	3	—	565,121	0	565,121
	事 務 ・ 技 術 部 長	8	65.0	375,003	16,411	358,592
	60 歳 男 性	X	—	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	X	X	X	X	X
	60 歳 男 性	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 課 長	10	62.7	383,133	0	383,133
	60 歳 男 性	X	—	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	2	62.3	271,939	4,266	267,673
	60 歳 男 性	X	—	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 係 長	2	62.5	392,455	0	392,455
	60 歳 男 性	X	—	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 主 任	3	61.2	420,316	38,283	382,033
	60 歳 男 性	X	—	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 係 員	105	61.8	214,924	10,271	204,653
	60 歳 男 性	39	—	211,882	18,177	193,705

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	



第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	規模計	38.3	
大学卒	500人以上	89.0	( 12.7 )	( 87.3 )	( - )	11.0
	100人以上 500人未満	27.9	( 32.7 )	( 67.3 )	( - )	72.1
	50人以上 100人未満	16.0	( 40.0 )	( 60.0 )	( - )	84.0
高校卒	規模計	28.8	( 27.4 )	( 72.6 )	( - )	71.2
	500人以上	74.0	( 10.1 )	( 89.9 )	( - )	26.0
	100人以上 500人未満	17.1	( 10.9 )	( 89.1 )	( - )	82.9
	50人以上 100人未満	12.8	( 75.0 )	( 25.0 )	( - )	87.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における定期昇給制度の状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規模計	84.5	54.5	74.1	41.7	15.5
	500人以上	97.8	48.2	91.5	48.5	2.2
	100人以上 500人未満	78.5	65.4	73.4	39.0	21.5
	50人以上 100人未満	83.5	44.5	59.3	39.5	16.5
課 長 級	規模計	65.9	50.3	79.0	45.2	34.1
	500人以上	79.8	50.9	89.6	59.4	20.2
	100人以上 500人未満	61.0	55.3	82.6	41.4	39.0
	50人以上 100人未満	62.7	42.1	63.2	36.8	37.3

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第6表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

(単位 %)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
83.4	(89.1)	[87.3]	[12.7]	(10.9)	16.6

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位 %)

配偶者に対する家族手当を 見直し予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直し予定がない (検討も行っていない)
5.2	5.2	89.6

- (注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 家族手当の手当額の定め方

(単位 %)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
75.4	—	24.6	—

- (注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。  
2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

### その4 扶養家族の構成別支給月額

(単位 円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,434
配 偶 者 と 子 1 人	16,976
配 偶 者 と 子 2 人	22,032

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

**第7表 民間における住宅手当の支給状況**

支給の有無	事業所割合
支給する	44.9%
支給しない	55.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

**第8表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況**

(単位 %)

項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	67.2	32.8	60.0	40.0	61.0	39.0
500人以上	69.3	30.7	52.0	48.0	51.3	48.7
100人以上 500人未満	72.1	27.9	69.7	30.3	70.2	29.8
50人以上 100人未満	58.7	41.3	49.7	50.3	54.1	45.9

**第9表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況**

(単位 %)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	5.8	5.8	5.2	5.2
30%	21.7	27.5	15.2	20.4
29%	—	27.5	—	20.4
28%	—	27.5	—	20.4
27%	—	27.5	—	20.4
26%	3.2	30.7	3.5	23.9
25%	69.3	100.0	76.1	100.0